

## 八王子市地域生活支援拠点事業の運用について

### 1 八王子市地域生活支援拠点事業とは

障害者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障害者（児）の地域生活支援を促進する観点から、障害者（児）が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、国が示した「地域生活支援拠点等」として市が整備した体制により、様々な支援を切れ目なく提供し、もって障害者福祉に係る支援を積極的に推進していくことを目的とする。

### 2 地域生活支援拠点等の事業内容

- (1) 相談
- (2) 緊急時の受け入れ・対応
- (3) 体験の機会・場
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) 地域の体制づくり



八王子市地域生活  
支援拠点事業 HP

### 3 八王子市地域生活支援拠点事業所等とは

八王子市地域生活支援拠点事業所等とは、以下の（１）から（３）に準じる事業所のことである。

なお、拠点協力事業所として八王子市へ登録するためには、運営規定へ「八王子市地域生活支援拠点等の支援機能を担う」ことを明記し、「八王子市地域生活支援拠点等としての支援機能を担う事業所登録届出書」を八王子市へ提出すること。

#### （１）八王子市地域生活支援拠点事業所（委託）

「1 地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、支援を必要とする者の把握や地域資源につなげていくためのアセスメント、地域の支援事業所への紹介・移行を推進していく。

#### （２）八王子市地域生活支援拠点コーディネーター

「1 地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、障害分野ごとに特化したコーディネーターを設置し、地域支援体制の構築やスーパーバイズを行う。

#### （３）八王子市地域生活支援拠点協力事業所

「1 地域生活支援拠点等とは」に示した目的を達成するため、地域生活支援拠点事業所（委託）や地域生活支援拠点コーディネーターやその他地域生活支援拠点協力事業所等と連携を取り、各サービスの規定に則り、支援を行う。

#### 4 八王子市地域生活支援拠点等に係る各種報酬単価

##### ◆相談

≪地域生活支援拠点等相談強化加算≫ 対象サービス：計画相談支援、障害児相談支援

##### 1 加算内容：

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、連携する短期入所事業所への緊急時の受入れの対応を行った場合（短期入所事業所への受入れ実績（回数）に応じて、月4回を限度）

##### 2 単位数：700 単位/回

##### 3 基準：※(1)(2)(3)にチェックが入ること

（1）本市自立支援協議会（地域継続支援部会）所属の相談支援事業所連絡会へ参加している。

（2）体制的に拠点事業所等からの要請があった場合、迅速に情報の提供やサービス利用調整等を行うことができる。

（3）事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいる。（事例検討会や各種研修への参加等）

##### ◆緊急時の受入れ・対応

≪緊急時対応加算≫ 対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

##### 1 加算内容：

利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が居宅介護計画の変更を行い、居宅介護従業者が利用者の居宅介護計画において計画的に訪問することとなっていない指定居宅介護等を緊急に行った場合にあっては、利用者1人に対し、1月につき2回を限度として加算する。

##### 2 単位数：100 単位/回 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

##### 3 基準：※(1)(2)にチェックが入ること

（1）体制的に利用者等からの要請を受けてから24時間以内に支援が可能である

（2）事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいる。（事例検討会や各種研修への参加等）

≪緊急時短期入所受入加算≫ 対象サービス：短期入所

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

##### 1 加算内容：

居宅においてその介護を行うものの急病等の理由により、指定短期入所等を緊急に行った場合に、緊急に行った日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話をを行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき、

所定単位数を加算する。

2 単位数：福祉型・共生型短期入所サービス費 180 単位/日

医療型・医療型特定短期入所サービス費 270 単位/日

《地域生活支援拠点等の場合》

1 加算内容：

地域生活支援拠点等の場合は、利用者に対し、指定短期入所又は共生型短期入所を行った場合に、当該短期入所等の利用を開始した日について、1日につき所定単位数に加算する。

2 単位数：100 単位/日

3 基準：※ (1)から(3)のいずれか又は全部及び(4)にチェックが入ること

(1) 体制的に枠の空きがあれば、当日の相談であっても支援できる。

(2) 体制的に利用実績のない利用者に対しても支援できる。

(3) 体制的に土日・祝日も受け入れできる。

(4) 事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいる。(事例検討会や各種研修への参加等)

《緊急時支援加算 (I)》 対象サービス：自立生活援助

1 加算内容：

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、深夜に速やかに当該利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

2 単位数：711 単位/日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

3 基準：※ (1)(2)にチェックが入ること

(1) 体制的に緊急時の要請に基づき、速やかに訪問等の支援できる。

(2) 事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいる。(事例検討会や各種研修への参加等)

《緊急時支援費 (I)》 対象サービス：地域定着支援

1 加算内容：

利用者の障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に必要な事態が生じた場合において、利用者又はその家族等からの要請に基づき、速やかに利用者の居宅等への訪問又は一時的な滞在による支援を行った場合に、1日につき所定単位数を算定する

2 単位数：基本 712 単位/日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

3 基準：※ (1)(2)にチェックが入ること

- (1) 体制的に緊急時の要請に基づき、速やかに訪問等の支援できる。
- (2) 事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいる。(事例検討会や各種研修への参加等)

◆体験の機会・場

≪障害福祉サービスの体験利用支援加算≫ 対象サービス：生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型

1 加算内容：

指定障害者支援施設等を利用する者が、指定地域移行支援事業者が行う障害福祉サービスの体験的な利用支援を利用する場合において、指定障害者支援施設等に置くべき従業者が次の (1) 又は (2) のいずれかに該当する支援を行うとともに、当該支援の内容等を記録した場合に、所定単位数に代えて算定する。

(1) 体験的な利用支援の利用の日において昼間の時間帯における介護等の支援を行った場合

(2) 障害福祉サービスの体験的な利用支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合

2 単位数：

初日から 5 日目まで 500 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 +50 単位

6 日目から 15 日目まで 250 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 +50 単位

3 基準：※ (1)(2)にチェックが入ること

- (1) 体験的な支援に係る関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制にある。
- (2) 事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいる。(事例検討会や各種研修への参加等)

≪障害福祉サービスの体験利用加算≫ 対象サービス：地域移行支援

1 加算内容：

障害福祉サービス事業の体験的な利用支援を行った場合に、15 日以内に限り算定

2 単位数：

初日から 5 日目まで 500 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 +50 単位

6 日目から 15 日目まで 250 単位/日 地域生活支援拠点等の場合 +50 単位

≪体験宿泊支援加算≫ 対象サービス：施設入所支援

1 加算内容：

地域生活支援拠点等として届け出た指定障害者支援施設等に入所する利用者が、指

定地域移行支援の体験的な宿泊支援を利用する場合において、当該指定障害者支援施設等に置くべき従業者が、体験的な宿泊支援に係る指定地域移行支援事業者との連絡調整その他の相談援助を行った場合に、所定単位数に代えて算定する。

- 2 単位数：120 単位/日
- 3 基準：※ (1)(2)にチェックが入ること
  - (1) 体験的な支援に係る関係機関との適切な連絡調整・相談援助等ができる体制にある。
  - (2) 事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいる。(事例検討会や各種研修への参加等)

#### ≪体験宿泊加算 (I) ≫ 対象サービス：地域移行支援

- 1 加算内容：

指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供した場合≪体験宿泊加算 (I) (II) ≫を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 単位数：300 単位/日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

#### ≪体験宿泊加算 (II) ≫ 対象サービス：地域移行支援

- 1 加算内容：

指定地域移行支援事業者が、利用者に対して、体験的な宿泊支援を提供し、かつ、利用者の心身の状況に応じ、夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な見守り等の支援を行った場合≪体験宿泊加算 (I) (II) ≫を合計して15日を限度として、1日につき所定単位数を加算する。
- 2 単位数：700 単位/日 地域生活支援拠点等の場合+50 単位

#### 参考追記

≪共同生活援助サービス費 体験利用の場合≫ 対象サービス：共同生活援助

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

- 1 サービス費内容：

一時的に体験的な指定共同生活援助の利用が必要と認められる者に対し、指定共同生活援助を提供した場合に、障害支援区分に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、1回あたり連続30日以内、年50日以内の利用とする。
- 2 単位数：

障害支援区分6	697 単位/日	障害支援区分5	582 単位/日
障害支援区分4	501 単位/日	障害支援区分3	411 単位/日
障害支援区分2	322 単位/日	障害支援区分1以下	272 単位/日

#### ◆専門的人材の確保・養成

加算対象なし 対象サービス：全種別

##### 1 基準：※ (1)(2)にチェックが入ること

- (1) 拠点事業所が行う専門的人材確保・養成のための各種研修において、講師等の役割を担っている。
- (2) 拠点事業所から専門的人材の確保・養成について事業協力を行っている実績の確認ができる。

#### 参考追記

≪重度障害者支援加算 (I) (II) ≫ 対象サービス：共同生活援助

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

##### 1 加算内容：

障害支援区分6であって重症心身障害者等重度障害者等包括支援の対象となる者 (I) 又は障害支援区分4以上の強度行動障害を有する者 (II) が利用している場合であって、指定基準に定める人員基準に加えて生活支援員を加配するとともに、一定数のサービス管理責任者又は生活支援員が一定の研修を修了している場合

##### 2 単位数：

重度障害者支援加算 (I)：360 単位/日

重度障害者支援加算 (II)：180 単位/日

≪重度障害者支援加算 (II) ≫ 対象サービス：生活介護

※請求にあたって地域生活支援拠点等である必要はない

##### 1 加算内容：

(1) 強度行動障害支援者養成研修 (実践研修) 修了者を1人以上配置し、強度行動障害を有する者にサービスの提供をした場合 (体制加算)。

(2) 支援計画シート等に基づき、強度行動障害を有する利用者に対して個別支援を行った場合 (個人加算)。

##### 2 単位数：

(1) 7 単位/日

(2) 180 単位/日

#### ◆地域の体制づくり

≪地域体制強化共同支援加算 ≫ 対象サービス：計画相談支援、障害児相談支援

##### 1 加算内容：

地域生活支援拠点等である特定相談支援事業所の相談支援専門員が、支援困難事例等についての課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と

共同で対応し、自立支援協議会に報告した場合。

2 単位数：2,000 単位/回（月1回を限度）

3 基準：※(1)(2)(3)にチェックが入ること

（1）本市自立支援協議会（地域継続支援部会）所属の相談支援事業所連絡会へ参加している。

（2）事業所として支援力の向上に日頃から取り組んでいる。（事例検討会や各種研修への参加等）

（3）拠点事業所から専門的人材の確保・養成について事業協力を行っている実績の確認ができる。

4 加算請求にあたり

指定相談支援事業所が保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上が関わる事案について支援調整会議を開催していること。

支援調整会議を踏まえ、支援対象者に対し、保健、医療、福祉等のサービスに係る3者以上と共同して、在宅での療養又は地域において生活する上で必要となる説明および指導等の必要な支援を実施していること。

指定相談支援事業所は、支援調整会議の内容等について、地域体制強化共同支援記録書（様式1）により、八王子市障害者地域継続支援部会をとおり、八王子市障害者地域自立支援協議会へ報告すること。なお、報告する際は個人が特定されないよう留意すること。

八王子市障害者地域自立支援協議会へ報告した後、様式1を八王子市障害者福祉課へ提出すること。

5 地域生活支援拠点に係る Q&A

問 （地域生活支援拠点等・運営規定）

短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等（居宅介護・重度訪問介護・行動援護・同行援護・重度障害者等包括支援・自立生活援助・地域定着支援に限る。以下、同じ。）が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、運営規程において市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていることが要件になっているが、実際に事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かをどのように確認すればよいか。

（答）

地域生活支援拠点等は、市町村又は圏域で整備することになるため、事業所が地域生活支援拠点等に位置付けられているか否かは、事業所の所在する市町村等に確認されたい。

なお、都道府県においては、平時から市町村と連携し、各市町村内で地域生活支援拠点等に位置付けられている事業所等を把握しておくことが望ましい。

(出典：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1)

問 (地域生活支援拠点等・加算の対象者)

短期入所事業所や緊急時の対応を行う居宅介護事業所等が地域生活支援拠点等である場合に算定される加算について、A市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられている事業所を、B市町村に居住する者が利用する場合についても算定は可能か。

(答)

算定することが可能である。

(出典：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1)

問 (地域生活支援拠点等) 短期入所

地域生活支援拠点等である場合に算定可能な利用開始日の加算について、この「利用開始日」とは、当該事業所を初めて利用する日のことを指すのか。または、当該事業所の各利用期間における利用開始日(初日)を指すのか。

(答)

当該事業所の各利用期間における利用開始日(初日)を指す。

例えば、2泊3日の利用を3回行った利用者の場合、各利用期間における利用開始日(初日)に算定可能であることから、3回算定可能である。

(出典：令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.4)

問 (緊急時受入・対応機能(緊急短期入所受入加算、定員超過特例加算))

「介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由」について、具体的な事例はどのようなものか。

(答)

例えば、

- ・ 介護をしていた親が急病や事故により、長期間入院することとなった場合
- ・ 介護をしていた親が長期出張等のため、一定期間介護が難しくなった場合
- ・ 虐待の恐れがあり帰宅に時間を要する場合
- ・ 大規模災害により避難し帰宅に時間を要する場合

等が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(出典：平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1)

問 (相談機能(地域生活支援拠点等相談強化加算)①)

「障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた者」とはどのような者か。

(答)

例えば、単身の障害者で普段は緊急対応を要さないため、地域定着支援の支給対象に



はならなかったが、

- ・ 家族、第三者からの権利侵害、虐待等により、一時的に緊急短期入所の対応を要した
- ・ 精神障害による病状悪化のため、一時的に緊急短期入所の対応を要した等の者が考えられるが、当該利用者やその家族の状況等を踏まえて、市町村において判断されたい。

(出典：平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1)

問 (相談機能 (地域生活支援拠点等相談強化加算) ②)

拠点等が整備済の市町村等において拠点等に位置付けられている特定相談支援事業所が、拠点等が未整備である他市町村等の利用者に対して支援を行っている場合、拠点等の加算 (地域生活支援拠点等相談強化加算、地域体制強化共同支援加算) の算定は可能か。

(答)

当該事業所が拠点等に位置づけられていれば加算を算定できる。  
ただし、当該事業所が個別支援計画を作成している利用者に限る。

(出典：平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1)

問 (相談機能 (地域生活支援拠点等相談強化加算③)、地域の体制づくり機能 (地域体制強化共同支援加算) ①)

市町村から障害者相談支援事業の委託を受けている指定特定相談支援事業所の当該加算の取扱い如何。

(答)

当該加算については、計画相談支援事業所を対象にしていることから、要件を満たせば算定可能である。ただし、算定に当たっては、当該加算に係る計画相談支援事業所の支援や負担等に対する評価と障害者相談支援事業の委託を受ける際の業務内容とそれに係る費用について市町村と十分に協議し、整理の上、算定されたい。

(出典：平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1)

問 (地域の体制づくり機能 (地域体制強化共同支援加算))

「福祉サービス等を提供する事業者」には、医療機関や教育機関等は含まれるか。

(答)

医療機関や教育機関等の事業者をはじめ、利用者を取り巻く関係者 (ボランティア、自治会等) を含む。

(出典：平成 30 年度障害福祉サービス等報酬改定等に関する Q & A VOL. 1)